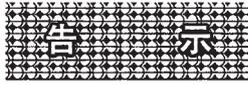


「 | 河川改良事務所長 | 」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県収用委員会

第6条中「企画振興部地域振興課」を「企画振興部総合政策課」に改める。

第7条中「企画振興部地域振興課」を「企画振興部総合政策課」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

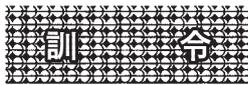
- (1) 総合政策課長
- (2) 総合政策課課長補佐

第7条第3号中「第4条の10第8号」を「第4条の5第13号」に改め、同条第4号中「第4条の10第9号」を「第4条の5第14号」に改める。

第8条(見出しを含む。)及び第19条第2項中「地域振興課長」を「総合政策課長」に改める。

別表第2中「地域振興課長」を「総合政策課長」に改める。

地域振興課



長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

第27条中「人事課長」を「総務部コンプライアンス・行政経営課長(以下「コンプライアンス・行政経営課長」という。)」に改める。

第28条、第29条第2項及び第37条中「人事課長」を「コンプライアンス・行政経営課長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第4号

本庁内部部局  
会 計 局  
現 地 機 関  
教 育 機 関  
警 察 署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

1中「千曲川流域下水道事務所総務係長 名古屋事務所次長」を「名古屋事務所次長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第5号

本庁内部部局  
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令(昭和61年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野県土地開発公社の項中「総務理事」を「副理事長 総務理事」に改め、同表の一般財団法人長野県文化振興事業団の項の次に次のように加える。

公益財団法人サイトウ・キネン財団	理事
------------------	----

本則の1の表の長野県次世代ヘルスケア産業推進協議会の項中

「副会長」を「副会長 事務局長 事務局次長」に改め、同表の長野県観光土産品公正取引協議会の項を削り、同表の信州

州キャンペーン実行委員会の項中

「委員 事務局長」を「委員」に改め、同表の「スノーリゾート信州」

プロモーション委員会の項の次に次のように加える。

「ツーリズムEXPOジャパン」合同出展実行委員会	会長
公益社団法人日本観光振興協会関東支部	評議員

本則の1の表の上信越国際観光テーマ地区推進協議会の項の次に次のように加える。

一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会	理事
広域連携観光地域づくり実行委員会	委員
長野県インバウンド推進協議会	副会長

本則の1の表の長野県農業改良協会の項を削り、同表の公益財団